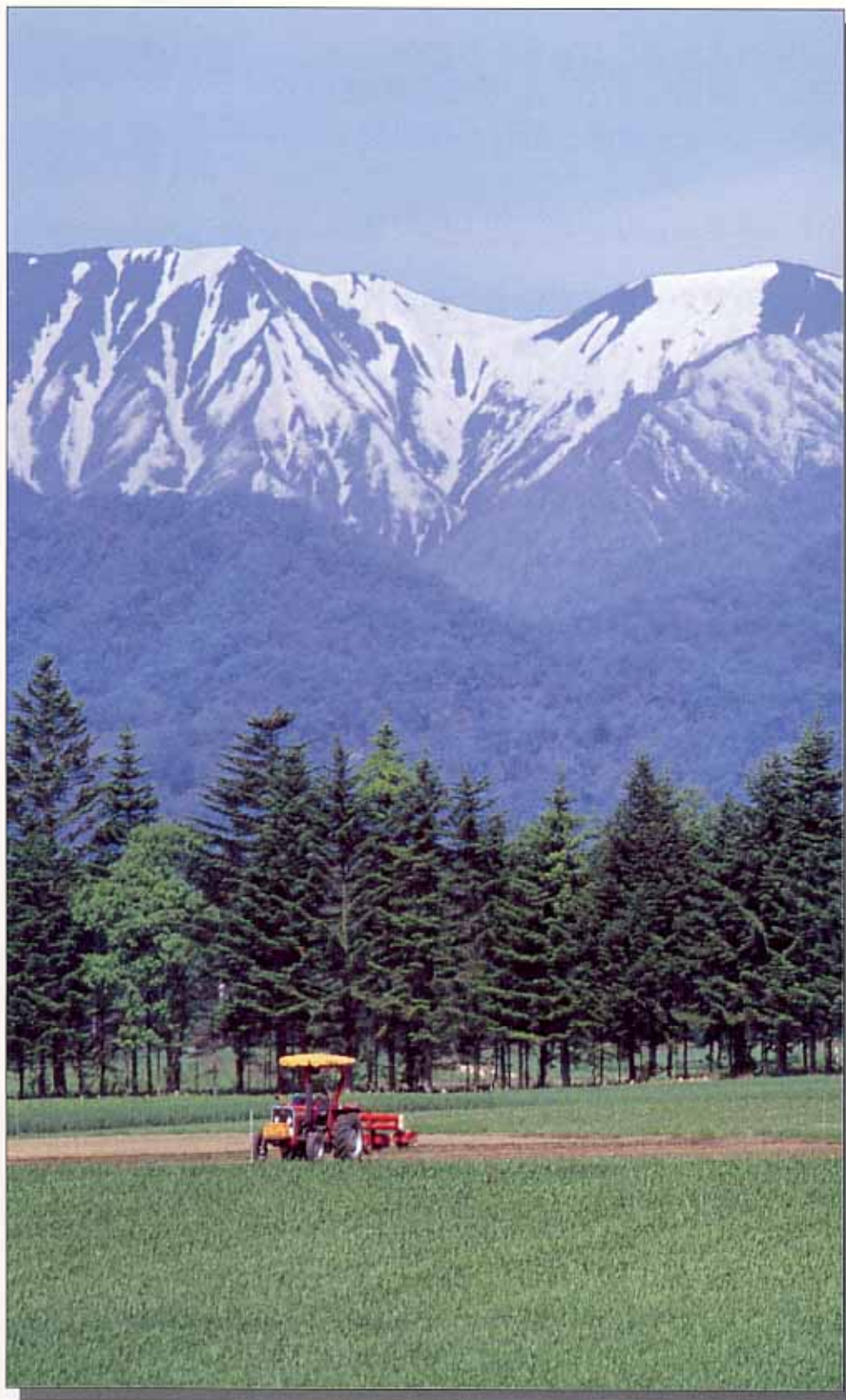


帶広市環境基本計画

概要版



帯広市環境基本計画とは？

環境基本計画は、帯広市の環境の保全及び創造に関して長期的な目標と施策を示し、市民、事業者、環境NGO、行政の4者が連携して、将来にわたって市民が健康で文化的な生活を営める環境を確保することとともに、生きものたちにも良好に暮らせる環境を確保していくことをめざしています。



帯広市はこの計画を基本的な事業指針として活用します。

- 市民、事業者はよりよい環境をめざして、環境配慮指針に従った行動が求められます。
- この計画は社会情勢の変化によって見直しが必要になったときには、素早く見直しします。

対象とする期間

平成12年度から平成21年度までの10年間を対象にします。

対象とする地域

帯広市全域とします。

対象とする環境

地球環境、自然環境、生活環境、生物の生息環境を柱に「大気」「水」「自然」「廃棄物」「資源」「地形」など様々な要素を対象にします



環境をよりよくするために

市民、事業者、環境NGO、行政の4者が協働

◆市民の役割

市民は、日常生活や地域活動など
をとおして、環境への負荷の低減
とよりよい環境づくりに積極的に
取り組むことを責務とします。

◆事業者の役割

事業者は、
営業活動や地域活動を
とおして、環境への負荷の低減と
よりよい環境づくりに
積極的に取り組むことを
責務とします。

◆環境NGOの役割

環境NGOは、各団体の
公益的視点に立った多様な活動を
とおして、環境への負荷の低減と
よりよい環境づくりに
積極的に取り組むことを
責務とします。

協働

◆行政の役割

市は、今後の各種施策の展開にあたって、「帯広市環境基本計画」を基本的な事業指針として活用し、かつ全庁的に連携しあって本計画に掲げた理念や目標の実現をめざすことを責務とします。また、市民や事業者、環境NGOの環境保全の取り組みを促すため、積極的な啓発活動及び率先した環境保全活動を行います。

創造していくための7つの基本目標 よりよい環境を守り育て。

- 人と生きものがともに快適に暮らせるまちづくり
◇ (生きものとの共生)
- みんなが安心して暮らせるまちづくり
◇ (公害規制)
- 資源を賢く使うまちづくり
◇ (循環型・環境保全型社会)
- 地球の未来を考えたまちづくり
◇ (地球規模での環境保全)
- うるおいと安らぎのあるまちづくり
◇ (アメニティーの保全と創造)
- 歴史を大切にしたまちづくり
◇ (帯広遺産の保全)
- まちづくりは市民の手で
◇ (市民参加・啓発)



人と生きものがともに快適に 暮らせるまちづくり

●平成31年度（2019年度）までに第1期コアエリア*1計画を達成します。

「生物の保全を推進する地域（コアエリア）」を、地域の土地利用や環境特性にあわせて、市街地区・農村地区・山間地区の地区ごとに設定し、これらの地域を「自然環境保全地区」「都市緑地」などに指定して保全していきます。

目標指定数

15ヶ所



生物の保全を強く推進する地域と、人間活動を推進していく地域とを区別し、各地域の利用のあり方を市民レベル、事業者レベルで考えていかなくはなりません。行政は目標達成のための施策を推進するとともに、情報の提供や教育活動によって市民の意識の向上につとめていきます。

具体的な取り組み

<市民・事業者は>

- 家屋や事業所の敷地内や周辺などの緑化につとめましょう。
- 野生の動植物を無断で採取しないようにしましょう。
- ペットをはじめとする外来の生物を野生化させないようにしましょう。
- 帯広の自然環境に関心を持ちましょう。

<行政は>

- 第Ⅰ期帯広コアエリア計画の推進につとめます。
- 教育普及活動をより積極的に推進していきます。
- 河川敷や林へのごみの不法投棄など、厳しく監視します。
- 地域環境指導者の育成につとめます。



指標生物の分布マップづくり（帯広の環境指標種）
トカチタンポポとセイヨウタンポポの分布状況、フクジュソウ、
エゾリス、エゾアカガエルの分布や生息状況など
川の環境調査
水生生物調査、川の景観調査、水の色などの調査など

※1 コアエリア (core area)

生物圏保存地域 (Biosphere reserve) を構成する核となる地区で、厳密な保護下におかれる。

生物圏保存地域とは、1971年に開始されたユネスコの国際共同事業のひとつMAB計画 (Man and the Biosphere Programme: 人間と生物圏計画) のプロジェクトである。

帯広コアエリア計画は、この世界規模でおこなわれている生物圏保存地域の考え方を、帯広市の環境の現状と規模とを考慮しながら再構築した計画で、専門家とともに推進・見直しをはかっていく計画である。

野生の動植物はその野生を保護しなければ、絶滅するおそれのある種も非常に多くあります。

ただ愛らしい、またはきれいということで、餌を与えられたり、心ない捕獲や採取は自然を破壊することです。



野生の動植物を無断で採取しないようにしましょう。



(生きものとの共生)

みんなが安心して暮らせるまちづくり

(公害規制)

●安全な空気のもとで暮らすために

現在測定している大気汚染物質濃度の各月の平均値が過去5年間の各月の平均値の最低値以下となるように目標を定めます。

●安全な水辺を守るために

- ①環境基準を達成します。環境基準のない河川も環境基準を準用して目標とします。
- ②硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の環境基準の達成を継続します。類型指定されていない河川は、1.0mg/lを目標とします。
- ③地下水の環境基準を達成します。

●静かにゆったりと暮らせるように

環境基準を達成します。

●さわやかな空気のもとで暮らすために

悪臭に関する規制基準の達成を継続させることを目標とします。

●安全な作物を作りつづけるために

土壌汚染の環境基準達成を継続します。また、土壌中の汚染物質調査を継続して実施します。

●安定した地盤をめざして

地盤沈下の監視・測定を継続するとともに、地下水の汲み上げなどの人為的な要因による沈下を防止するようつとめます。

公害のない安心して暮らせるまちづくりへの目標を達成するためには、関係する事業者や機関の日常的な取り組みが重要です。行政はそれらの取り組みが年間をとおして安定的に実施できるような施策の推進につとめていきます。



きれいな大気、星空ウォッチング

具体的な取り組み

<市民・事業者は>

- 化石燃料の燃焼に伴う大気汚染物質の放出量を削減しましょう。
- 自動車の効率的利用と、公共交通機関の利用を増やしましょう。
- 小型焼却炉で廃棄物を燃やさないようにしましょう。
- 水道使用量の節減をはかり、排水する場合もできる限り汚濁負荷を削減する工夫をしましょう。
- 環境に配慮した農業の実践に取り組みましょう。
- 河川・水辺の保全と利用に積極的に参加しましょう。
- 市民は家庭生活から発生する騒音により、近隣へ迷惑が及ばないように配慮しましょう。
- 事業者は工場、事業場、建設作業場などにおける騒音・振動に配慮し、苦情等が発生しないよう作業場の改善をはかりましょう。また、低騒音型の車両や機器類の導入をはかりましょう。
- 畜産農家及び臭気発生事業場は臭気改善施設の整備をはかりましょう。
- 地下水の効率的利用をはかりましょう。
- 廃棄物をできる限り出さない生活への転換をめざしましょう。
- 処理処分時に有害物質を発生する商品を、生産・販売・購入しないようにしましょう。
- 家庭用品や食品に使用されている化学物質を日常的にチェックし、信頼される生産者・賢い消費者をめざしましょう。



公共交通機関を利用しましょう。

<行政は>

- 二酸化炭素の排出量削減やエネルギー対策も視野に入れ大気汚染物質の排出削減に取り組みます。
- 河川に排出されるさまざまな汚濁物質をその排出源で削減し、良好な水環境の保全に取り組みます。
- 自動車騒音、航空機騒音、工場及び事業場騒音の全測定地点での環境基準の達成に取り組みます。
- 悪臭規制基準の達成を継続させます。
- 土壌汚染の環境基準達成を継続させます。
- 地盤沈下の防止を目指して地下水揚水量の実態把握と再利用を推進します。
- 廃棄物による生活環境汚染の防止と、人体及び生態系に影響を与える化学物質の使用量削減に取り組みます。

環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として環境基本法に定められています。行政目標として、国は環境基準が確保されるよう努めなければなりません。



星空ウォッチング
水生生物による河川水質調査
音の環境マップづくり
ごみの不法投棄チェック